

お 知 ら せ

株式会社 とくしま建築住宅センター

建築基準法の改正により、平成30年9月25日から以下の様式が改正されました。

1. 確認申請書（建築物）第3面
2. 計画変更確認申請書 第3面
3. 建築計画概要書 第2面

【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	()	()	()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ス. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【7. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【7. 延べ面積】					m ²	
【カ. 容積率】		%				